

第4章



全体構想



第4章 全体構想

1. 土地利用の方針

将来都市構造として設定した3つのゾーンにより、計画的な土地利用の実現を目指します。都市ゾーンにおいては、土地利用の高度化と低未利用地の有効活用を促進します。農業集落共生ゾーンにおいては、自然環境や景観の保全、農地と宅地の調和に配慮した土地利用を図ります。自然環境保全ゾーンにおいては、自然の保全・再生を図ります。また、拠点の配置による活力のあるまちづくりを推進します。特に新たな居住や産業の場として都市的な活用を図ることが必要とされている地区については、農政との調整を図りつつ、無秩序な市街地開発とならないよう、計画的な都市的土地利用の誘導を図るものとします。

【都市ゾーン】

都市ゾーンにおいては、都市的土地利用を計画的に行うことができるように、用途地域の指定による規制誘導を行い、用途の純化を図ります。用途地域の指定状況と実際の土地利用との相違、旧行政境における不連続性、道路網との不整合等が生じている地区については、用途地域の見直し等を検討します。市街地のスプロール化※を防ぎ、計画的に都市機能の拡充、地域活力の向上を図るため、都市のコンパクト化を目指すとともに新たな用途地域の指定を検討します。また、低未利用地の活用、快適な生活環境や防災機能の整備に努めることで豊かで暮らしやすい都市形成を図ります。

歴史的な街並みの保全、良好な住環境の創出を進めるため、地区計画等の指定を検討します。

都市と農村のバランスを保つため、農村地域に住民が住み続けコミュニティが維持できるよう、適切な場所に産業の立地導入を促進し、就業機会の創出や所得確保を図ります。

【農業集落共生ゾーン】

農業集落共生ゾーンにおいては、優良農地の保全及び集積・集約化により農業生産機能を維持し、集落地の居住機能との融和を図ることができるように、集落の地区計画等の検討を行い、豊かな農村環境の保全を図ります。

農地・農業水利施設・農道等の整備など生産機能の向上において農政と調整しながら、生活道路・広場など良好な住環境基盤の整備を図り、生産基盤と生活環境の一体的整備による相互関連性を高めます。

【自然環境保全ゾーン】

自然環境保全ゾーンにおいては、高い価値を有する自然の風景地や貴重な動植物が生息・生育する森林等の恵みを後世にわたっても享受できるように、環境行政や林政と調整しながら、自然環境の適正な整備と保全管理・活用を図ります。

また、適正な整備により自然の持つ防災・減災機能を向上させるとともに人と自然との共生を深めることのできる機会などを通じ、自然に触れ合える土地利用を図ります。

都市構造のゾーンと土地利用上の区分は、次のように対応します。

表 土地利用区分

都市構造のゾーン	土地利用上の地域割の大区分	土地利用上の地域割の細区分（用途別）
都市ゾーン	市街地地域	商業系地域 工業系地域 住居系地域
農業集落共生ゾーン	農業集落共生地域	農業集落地域 農業生産地域
自然環境保全ゾーン	自然環境保全地域	森林地域 自然公園地域 河川地域

(1) 市街地地域

① 商業系地域

■ 中心商業地

- 屋代駅周辺・稲荷山地区を本市の中心商業地として位置づけ、商業・業務・サービス施設の立地誘導を図ります。
- 戸倉・上山田温泉地区は観光の中心商業地として位置づけ、ホテル、旅館、土産物店、飲食店等、観光客や近隣住民にとって魅力ある商業施設の立地を誘導します。

■ 地区商業地

- 戸倉駅前及び国道18号沿道、八幡地区の主要地方道長野上田線沿道などは、地区住民の日常生活サービスなど地区の中心的な役割を担う商業地として位置づけ、魅力ある商業施設の立地を誘導します。
- 広域交流拠点である上信越道西側地区については、新たに商業系用途の指定を検討します。

② 工業系地域

■ 専用工業地

- 現在、工業地域あるいは工業専用地域に指定されている新田地区、鋳物師屋地区、更埴ジャンクション周辺地区、三本木地区を本市の中心的な役割を担う工業地として位置づけ、公害防止に配慮しつつ生産機能の向上を図り、周辺環境整備を促進します。
- 更埴インターチェンジ周辺・雨宮地区については、既に工業施設の立地もみられるほか、交通利便性に優れることから、今後良好な工業地の誘導を図るため、工業系用途地域の指定を検討します。
- 八幡地区については、既に八幡工業団地が形成されており、今後の土地利用に際しても計画的な土地利用が図られるように工業系用途地域の指定を検討します。

■ 複合系利用地

- 現在、準工業地域に指定されている国道18号沿道の屋代地区、栗佐地区、寂蒔地区、鋳物師屋地区、内川地区、上徳間地区、磯部地区並びに千曲川右岸の都市計画道路黒彦線沿道においては、既存の工場等を許容しつつ住環境との調和を図りながら、産業基盤施設の集積を進め、機能的な生産環境を形成します。
- スマートインターチェンジの設置が検討されている上信越自動車道西側地区についても、新たに工業系用途の指定を検討します。

③ 住居系地域

■ 専用系住宅地

- 市街地の骨格を形成する幹線道路等に囲まれ、住居専用の用途地域に指定されている地区を専用系住宅地として位置づけ、豊かで暮らしやすい居住環境の形成を図ります。

■ 沿道系住宅地

- 国道18号、都市計画道路千曲線、駅前線、一重山線等の幹線道路の沿道については、沿道からの一定範囲に交通利便性を活かした沿道サービス施設の立地を許容し、住宅と沿道サービス施設が融合する地区とします。
- また、現在一部供用中の国道18号バイパス沿道では、既に沿道土地利用が行われており、上位・関連計画とも整合を図り、計画的な立地誘導を行いながら、沿道サービス型の土地利用を図ります。

■ 一般住宅地

- 専用系住宅地及び沿道系住宅地以外の住宅地は、一般住宅地として位置づけ、住宅を中心とした生活環境の維持・改善・向上を図ります。

(2) 農業集落共生地域

① 農業集落地域

- 森・倉科、桑原、更級・姨捨、新山など市内各所に点在している郷土色豊かな農村集落においては、地域の特性に応じた個性ある生活環境の形成や活力ある地域づくりを進めるとともに、良好な農村景観の形成を図ります。

② 農業生産地域

- 農業集落地域に広がる農用地においては、効率的な農地利用と生産性の向上に努めながら、農地の集積・集約による優良農地の保全等、継続的かつ良好な管理を通じて農用地の多面的機能が高度に発揮できるように配慮するとともに、環境への負荷に配慮した農業生産の推進を図ります。

(3) 自然環境保全地域

① 森林地域

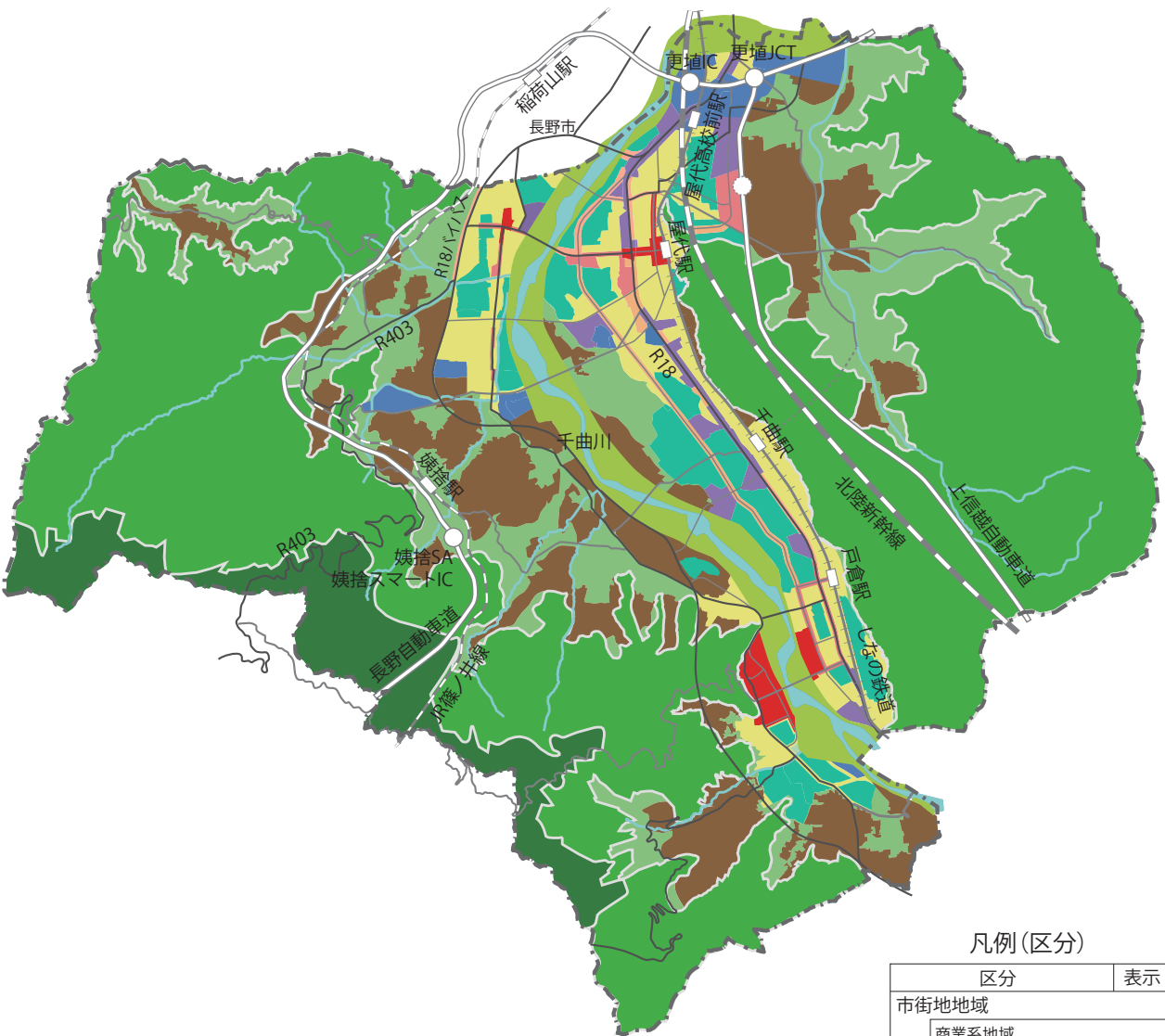
- さまざまな恩恵を与えてくれる森林の持つ多面的機能が総合的に発揮できるように、林道等の整備や保安林の計画的な指定を進めるとともに、適切な管理の推進を図ります。
- 鏡台山、冠着山、有明山などの山林や山すその里山については、登山道や遊歩道の整備により、市民や利用者が身近に親しむことのできる環境整備を図ります。

② 自然公園地域

- 自然公園地域は優れた自然景観を形成している地域であり、その利用を通じて市民の保健、休養に大きく寄与しており、今後ともその保全と適正な利用を図ります。

③ 河川地域

- 市の中心を流れる千曲川は本市のシンボルであるとともに、市民生活に潤いと憩いを与えてくれる資源でもあることから、引き続き水辺環境の保全と活用を図ります。



凡例 (交通)

	広域幹線		北陸新幹線
	主要幹線		JR在来線
	幹線		民営鉄道
	幹線 (構想)		
	地域幹線 (補助幹線)		

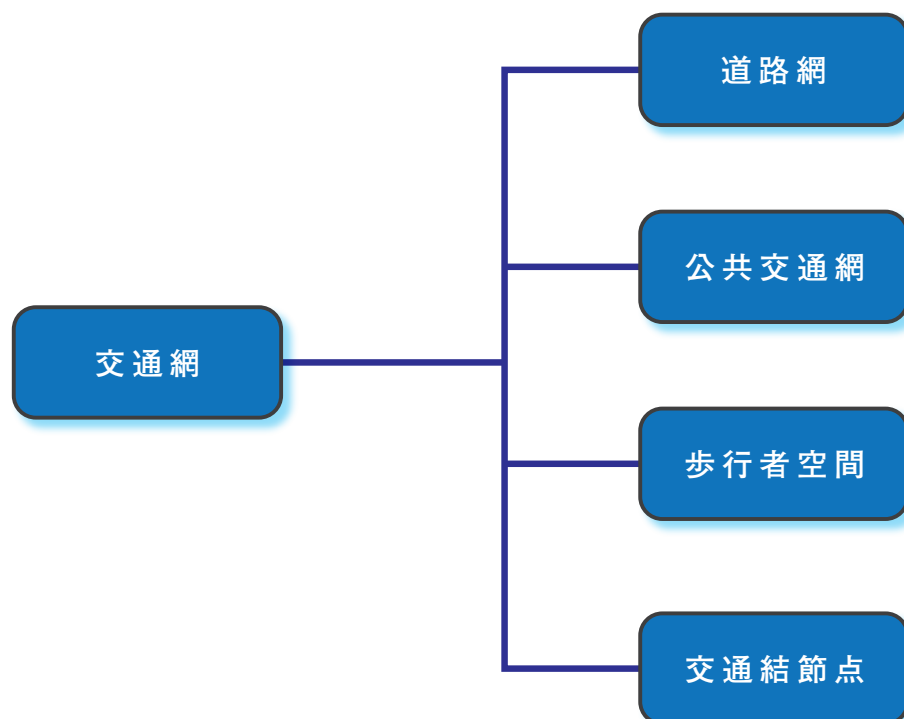
凡例 (区分)

区分	表示
市街地地域	
商業系地域	
中心商業地	
地区商業地	
工業系地域	
専用工業地	
複合系利用地	
住居系地域	
専用系住宅地	
沿道系住宅地	
一般住宅地	
農業集落共生地域	
農業集落地域	
農業生産地域	
自然環境保全地域	
森林地域	
自然公園地域	
河川地域 (流水部/河川敷)	

図 _ 土地利用方針

2. 道路・交通施設の整備方針

交通は、都市の利便性と機能性を形成するための基盤であり、道路網、公共交通網（鉄道、バス）及びそれらを結ぶ交通結節点と歩行者空間から構成されます。



図_交通網の構成

(1) 道路網の整備方針

市内の道路網をその機能に応じて、主要都市間を連絡する広域幹線機能、本市と隣接市町村や市内拠点間を連絡する主要幹線機能、市内地域間を連絡する幹線機能、幹線交通網と地区内を連絡する地域幹線（補助幹線）機能の4つに大分類し、それぞれの道路の整備方針を次のように設定します。

国道18号バイパス、一般県道内川姨捨停車場線、都市計画道路千曲線、一重山線、若宮線については、その整備を促進し本市の一体化を図ります。

また、土地利用と整合し、拠点の育成や中心市街地の活性化等に役立つ都市計画道路の整備促進を図ります。さらに、近年の社会経済情勢を踏まえ、都市計画道路網の見直しとともに都市計画道路整備プログラムにより優先順位等を定め、効率的かつ効果的な交通基盤整備を図ります。

① 広域幹線

- 本市と主要都市間の連絡機能を担うとともに、長野県の骨格を形成する道路として長野自動車道、上信越自動車道を位置づけます。
- 長野自動車道、上信越自動車道は既に整備されており、今後も広域幹線機能が発

揮できるよう、適正な維持管理を要望します。

- 長野自動車道姨捨スマートインターチェンジのフル規格化に向けた取組を推進します。
- 「広域交流拠点」として設定されている上信越自動車道西側地区におけるスマートインターチェンジの整備を進め、高速道路の利便性の向上を図ります。

② 主要幹線

- 本市と隣接市町村間や市内拠点間の連絡機能を担うとともに、本市の骨格を形成する道路として国道18号、国道18号バイパス、国道403号、主要地方道長野上田線、主要地方道大町麻績インター千曲線を位置づけます。
- 国道18号は交通量が多く慢性的に混雑していることから、渋滞解消を図るため、市街地のボトルネック※になっている交差点の改良や歩道設置を要望するとともに、国道18号バイパスの整備の促進を要望します。
- 市街地や集落地における大型車等の通過による振動・騒音の解消や歩行者の交通安全の確保を図るため、国道403号及び主要地方道長野上田線については歩道設置やバイパス整備の促進を要望し、主要地方道大町麻績インター千曲線については道路の拡幅や歩道設置などの道路整備を要望します。
- 主要幹線沿いに、本市の歴史、文化、自然等の情報を全国に発信し、交流機能を担う「道の駅」の整備を検討します。

③ 幹線

- 主要幹線と地域幹線の連絡機能を担うとともに、市内の地域間の交通を処理する道路として一般県道森篠ノ井線、白石千曲線、屋代停車場線、姨捨停車場線、小峰稻荷山線、内川姨捨停車場線、戸倉停車場線、聖高原千曲線、新田坂城停車場線を位置づけます。
- 市街地や集落地の渋滞解消や歩行者の交通安全の確保を図るため、一般県道森篠ノ井線、白石千曲線等の整備促進を要望します。
- 幅員狭小、急勾配、急カーブ等を解消するため、小峰稻荷山線、聖高原千曲線等、必要性の高い箇所から計画的な整備促進を要望します。

④ 地域幹線（補助幹線）

- 幹線交通網と地区内の道路との連絡機能を担うとともに、地区内における歩行者等の主要な通行機能を担う道路として都市計画道路を位置づけます。
- 都市拠点、産業拠点、観光文化交流拠点の機能を担保する都市計画道路の未整備区間の整備を優先して推進します。

表 幹線道路の分類

幹線機能	主な機能	路線名
広域幹線	・主要都市間の移動のような比較的移動距離の長い交通の処理機能を担う ・長野県の骨格交通網である	長野自動車道、上信越自動車道
主要幹線	・本市内の拠点間の連絡機能を担う ・本市と隣接する市町村への連絡交通の処理機能を担う ・市内の主軸となる道路であり、市街地の骨格形成機能を担う	国道18号、国道18号バイパス、国道403号、(主)長野上田線、(主)大町麻績インター千曲線
幹線	・主要幹線道路と地域幹線のアクセス機能を担う ・主に市内の地域間交通の処理機能を担う	(一)森篠ノ井線、(一)白石千曲線、(一)屋代停車場線、(一)姨捨停車場線、(一)小峰稻荷山線、(一)内川姨捨停車場線、(一)戸倉停車場線、(一)聖高原千曲線、(一)新田坂城停車場線
地域幹線 (補助幹線)	・幹線交通網と地区内の道路のアクセス機能を担う ・地区内の主要な道路であり、歩行者等も比較的多く、通行機能を担う	(都)千曲線、(都)旧国道線、(都)一重山線、(都)屋代東線、(都)歴史公園線、(都)栗佐橋線、(都)駅前線、(都)八幡宮線、(都)温泉前線、(都)黒彦線、(都)若宮線、(都)駅前通り線、(都)東町観世通り線、(都)万葉線、(都)新世界通り線、(都)中央通り線、(都)住吉線、(都)戸倉上山田線

※路線名欄における (主)は主要地方道、(一)は一般県道、(都)は都市計画道路

(2) 公共交通網の整備方針

本市の公共交通網は、広域幹線交通として北陸新幹線、幹線交通網としてしなの鉄道、JR 篠ノ井線からなる鉄道網、首都圏、中京・関西圏とを結ぶ高速バス及び市が運営する9路線の循環バス、並びに民間路線バスによるバス網によって構成されています。

また、平成25年度から東部地区でデマンド型乗合タクシーを運行しています。

そのため公共交通網については、都市拠点間および、都市拠点とその連携エリア内をめぐる有機的な公共交通ネットワークを構築し、高齢者や通学者等利用者の移動便性を高めます。

① 鉄道網

- 広域幹線交通として北陸新幹線を位置づけます。
- 幹線交通網としてしなの鉄道を位置づけ、利用促進を図ります。
- 幹線交通網としてJR 篠ノ井線を位置づけ、姨捨駅の活用と利便性の向上を図ります。
- 鉄道駅におけるパーク・アンド・ライド[※]の推進と駐車場の整備について検討します。

② バス網

- 広域幹線交通として高速バスを位置づけます。
- 循環バスの利便性の向上と効率的な運行を図るため、利用状況を把握し、必要に応じて路線の見直しを行います。また、民間路線バスと連携を図りながら効果的なバスの運行方法についても検討を行います。
- スマートインターチェンジの設置が検討されている上信越自動車道西側地区について、新たな交通結節点の整備も念頭にいたバス網の検討を行います。
- 千曲市地域公共交通網形成計画の策定により、循環バスの新路線検討や既存路線の利便性の向上を図ります。
- 高速バス停におけるパーク・アンド・ライド駐車場の整備について推進します。

(3) 歩行空間の整備方針

- 市街地や集落地における歩道設置や道路拡幅などにより、連続的な歩行空間の確保を図り、歩行者の安全性の向上を図ります。
- 通学路や幹線道路への歩道の設置や歩道の拡幅を進め、交通安全の向上を図り、歩行者にやさしいみちづくりを推進します。

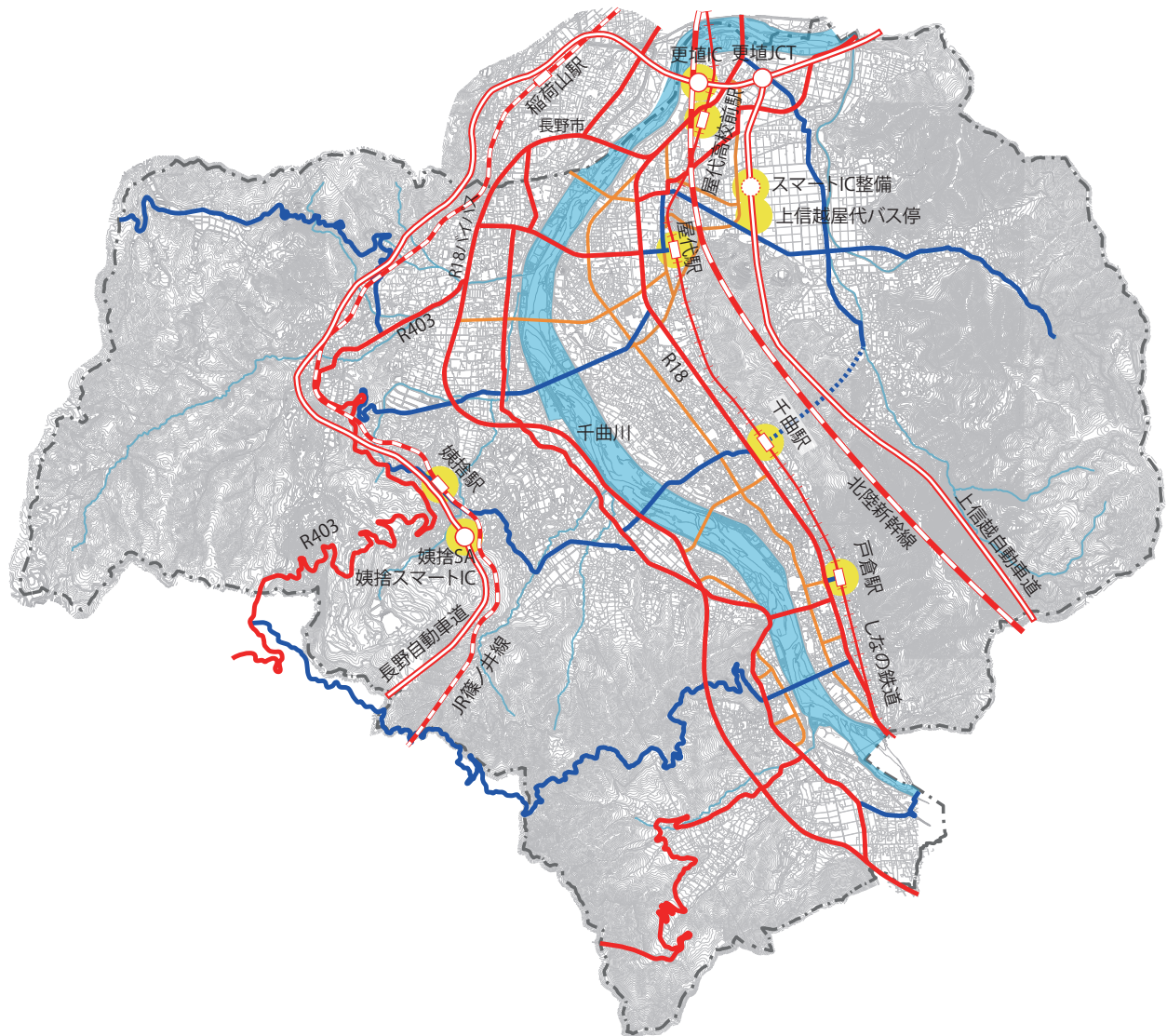
- 歩道の段差解消などのバリアフリー※化により、誰もが安心して通行できる歩行空間の整備を図ります。
- 居住誘導区域内にあっては、コンパクトシティにふさわしい機能やデザイン面での配慮が行き届いた歩行空間を整備します。
- 観光文化交流拠点や都市拠点では、景観、自然、歴史資源等を結ぶ質の高い歩行空間やデザイン性の高い道路サイン等の整備を図ります。

(4)交通結節点の整備方針

- 交通手段の乗換え利便性の向上を図るとともに、交通結節点に複合施設等の整備を検討し、付加価値を高めることにより、公共交通手段の利用促進を図ります。
- 鉄道駅、バス停等の交通結節点のバリアフリー化を進め、乗継利便性の向上を図ります。
- 鉄道駅、高速バス停におけるパーク・アンド・ライド駐車場の整備について推進します。
- 屋代駅、戸倉駅、姨捨駅を観光玄関口として位置づけ、観光案内・情報提供、複数の交通機関の連携等の機能強化を図ります。
- スマートインターチェンジ予定地周辺における交通結節機能を図るため、モーダルコネクト※拠点（バスターミナル等）の整備を検討します。

表 交通結節点一覧

路線	交通結節点
J R 篠ノ井線	姨捨駅
しなの鉄道	屋代高校前駅、屋代駅、千曲駅、戸倉駅
高速バス	長野自動車道姨捨バス停、長野自動車道更埴インターバス停、上信越自動車道屋代バス停及びモーダルコネクト拠点



図_交通網整備方針

3. 自然環境の保全と都市環境形成の方針

現代社会においては、人々の活動が広域化、高度化するなかで自然環境に与える負荷も増大を続け、自然環境を保全する必要性についての認識が深まっています。また、生活に潤いとやすらぎをもたらす都市環境の形成も重要です。

こうした状況を踏まえ、緑やオープンスペースの総合的な整備、保全を図るため、緑に関する規制、誘導、整備等の指針になる「緑の基本計画」（平成24年3月）を策定し、目標水準、配置計画、実現のための施策の方針等を定めます。

生物多様性の確保のため、「生物多様性なごの県戦略」に基づいた取組や上位・関連計画との連携により自然との共生を図りつつ、潤いとやすらぎのある空間を確保するため、公園・緑地の計画的な整備、道路や公共施設等の緑化を進めます。

また、市民が自らの手で、地域の公園・緑地の維持管理や良好な環境の形成に向けて、積極的に参画するように努めます。

(1) 公園・緑地等の配置方針

① 公園・緑地等の整備

- 千曲市都市公園条例に定められている公園・緑地等を適正に配置し、潤いとやすらぎの場として、また、災害時における緊急避難場所等としての機能確保を図ります。
- 更新時期を迎える施設の計画的な管理・更新・長寿命化を進めます。
- 市民1人当たりの都市公園・緑地面積として14.5㎡/人を目指します。
- 美観上優れている樹木や地域の大切な樹木を保存樹木に指定・保存し、美しいまちづくりの形成を図ります。
- 緑の基本計画により、本市の公園・緑地の維持・管理・整備等を総合的に行います。

② 千曲川など市街地周辺の水辺の環境整備

- 都市構造上、水の軸として位置づけた千曲川をはじめ、市街地周辺を流れる一級河川や準用河川の水辺空間については、治水対策の実施・砂防施設の整備促進による治水機能と安全性の向上とともに、生き物の生息空間である自然の宝庫として市民の憩いと自然学習の場としての親水性の向上を図り、潤いのある水辺空間を創出します。また、市民とともに河川環境の保全活動に取り組みます。
- 特に千曲川においては、水辺の楽校[※]の環境保全を図り、NPO、ボランティア団体、地域の人々と協力しながら子供たちの水遊びを支える地域連携の仕組みを推進します。また、かわまちづくり支援制度事業などにより河川空間の整備を行い、

親しみのある千曲川の実現、泳ぎたくなるような河川環境の復活を目指します。

③ 緑のネットワークの形成

- 市街地周辺に計画的に配置された公園・緑地や、千曲川に向けて市内各地区を流下する河川の水辺空間を線状に結ぶことで、緑のネットワークの形成を図り、緑とふれあえる場とします。
- 河川沿いの道路や緑地を中心にウォーキングやサイクリング等レクリエーションとして活用できる道路の整備を行います。
- 公園・緑地の配置や河川空間の利用とともに、都市計画道路や公共施設の整備に合わせた街路樹等の設置により、市街地における緑環境の創出を進めます。

(2) 豊かな自然の環境保全

① 自然環境の保全と活用

- 市街地を取り巻くように郊外部に広がる鏡台山、冠着山、有明山などの山林や山すその里山については、自然環境の保全を図りながら、登山道や遊歩道の整備により、親しみやすい環境づくりを進めます。

② 多様な生物環境の保全・保護

- 自然豊かなふるさとの環境を守るため、千曲市版レッドデータブック※（平成23年2月）で把握した市内の希少な野生動植物について、継続した生育・生息のモニタリング※による現状把握、市民団体等と協働による保全活動に取り組みます。また、アレチウリ、ニセアカシア、ブラックバス、ブルーギルなど、従来の生態系に影響を与える外来動植物※等の駆除に取り組みます。
- もうきんるい猛禽類※などの希少鳥類が棲み続けることのできる環境づくりのため、過密になった人工林の間伐や広葉樹林化などの推進や希少動物の保護・保全対策に取り組みます。

(3) 多様な主体による環境形成への取り組み

① 関係者の役割分担

- 「第二次千曲市環境基本計画」（平成28年3月）が目指す『清らかな千曲川のほとり、豊かな緑があふれ、だれもが心の豊かさを感じられる、ふるさと千曲市』の実現に向けた5つの基本方針（『市民みんなが主役のまち』『自然豊かなふるさと』『もったいない』を大切にすくらし』『地球を大切にする、安全で安心なまち』『豊

かな心をはぐくむ環境学習))に即し、市民、事業者、市、学校がそれぞれの役割分担を果たしていきます。

② 緑環境の維持管理

- 大正橋東西、屋代駅前等における街路樹里親制度、更埴漁業協同組合、千曲市サッカー協会、戸倉上山田中学校などのボランティア活動による千曲川堤防におけるゴミ拾いや、市民による千曲川クリーン作戦などの継続により、地域の担い手による緑環境の維持管理の促進を継続します。



凡例 (交通)

	広域幹線		北陸新幹線
	主要幹線		JR在来線
	幹線		民営鉄道
	幹線 (構想)		
	地域幹線 (補助幹線)		

凡例 (区分)

区分	表示
公園・緑地など	
都市公園等	
大規模自転車道	
主要な河川	
河川敷	
自然環境の保全ゾーン	
自然公園地域	
森林地域地域	
農業生産地域	
都市環境整備ゾーン	
農村集落地域	
市街地地域	

図 _ 公園・緑地配置方針

4. その他都市施設の整備方針

上水道、下水道及び河川の整備方針を示します。

(1) 上水道の整備方針

- 安全で良質な飲料水の安定的な供給を確保するため、水道本管の更新や配水池等の上水道施設整備と適正な維持管理を行います。
- 災害時にも強い水道施設の整備を図り、耐震適合管率100%を目指します。
- 上水道普及率が市営水道100%、県営水道89.9%（平成29年度末現在）であることから、今後は配水管新設に対する補助金の交付等により、県営水道の普及率の向上に努めます。
- 「千曲市公共施設等総合管理計画」等により施設の長寿命化を図るとともに、「千曲市上水道事業経営戦略」（平成29年3月）に基づき、上水道経営の安定化を目指します。

(2) 下水道の整備方針

- 千曲川流域下水道（上流処理区）については、関係機関との協議・調整を図りながら、管路清掃や点検などにより流域下水道施設の適切な維持管理を行います。
- 千曲市公共下水道については、他事業と調整しながら整備推進を図り早期（平成31年度目標）完了を目指します。
- 下水道に対する市民の認識を高め、接続率（水洗化率）92.0%（平成29年度末現在）の向上を図ります。
- 集合処理（公共下水道事業及び農業集落排水事業）の計画区域外においては、補助金の交付等により合併処理浄化槽の設置促進を図ります。
- 下水道施設の適切な維持管理を図るとともに、「千曲市下水道事業経営戦略」（平成29年3月）等に基づき、下水道経営の安定化を目指します。
- 市街地の浸水被害を解消するため、河川等を含む総合的な雨水排水計画に基づき、雨水幹線の整備促進を図ります。
- 関係機関と連携し、「千曲市公共施設等総合管理計画」等により計画的な耐震化や長寿命化を図ります。

(3) 河川の整備方針

- 污水处理施設の整備等により河川の水質の向上を図りつつ、計画的な河川改修や適正な維持管理により治水安全度の向上を図ります。

- 浸水想定区域を示す「洪水ハザードマップ※」等の普及・活用を図り、市民の水害に対する意識の向上に努めます。
- 河川は地域の自然環境の骨格を形成することから、治水の確保と同時に親水性や自然環境、景観に配慮した「多自然川づくり※」を促進し、潤いのある水辺空間を創出します。
- 千曲川については、身近に存在する貴重な自然空間として、良好な河川環境の保全を図ります。
- 河川の愛護意識を高め、自主的な環境美化活動の促進を図ることにより、市民と行政の協働のもと適切な維持管理に努めます。

5. 景観形成の方針

景観形成については、千曲市景観計画（平成31年3月改定）に基づき景観形成の方針を示します。

(1) 地域別の景観形成の方針

- 市街地地域においては、その魅力が人を引き寄せるような景観を形成しつつも、背後の農地や山なみに調和した魅力的な景観形成に努めます。
- 主な道路沿道においては、地域固有の景観と調和した秩序ある景観の形成に努めます。
- 農業集落地域においては、農地や集落等によって構成される日本の原風景ともいうべき景観を有していることから、景観形成に当たってはきめ細やかな配慮に努めます。
- 扇状地や山麓、川沿いなど、立地環境によってその形態に多くの特徴が見られる集落では、その特徴を伸ばし日本の原風景として価値のある景観形成に努めます。その際には農地や背後の山なみとの調和にも努めます。
- 環境保全地域においては、山林の維持管理を図るとともに、山あいの集落では厳しい自然環境と向き合う中で創り出された景観の魅力を今後も維持していくことに努めます。
- 高原においては、豊かな自然や水辺と調和した落ち着いた景観の創出に努めます。

(2)特徴的な景観形成の方針

- 多様な地形や土地利用が生み出す本市の景観特性の一つでもある眺望景観の保全に努めます。
- 景観形成重点地区に指定されている姨捨地区については、棚田と集落が共生する良好な景観の形成を推進します。
- 景観形成重点地区の候補地区に位置付けられている森・倉科地区、桑原・稻荷山・八幡地区、戸倉上山田温泉地区、磯部地区、力石地区の5地区については、景観形成重点地区の候補地区に位置づけ、具体的な景観形成の方針を定めます。
- 稻荷山地区を中心に桑原、八幡、更級、戸倉上山田温泉地区一帯は「歴史的風致維持向上計画」とも連携し、歴史的・文化的景観の維持向上に努めます。

(3)景観形成に向けた施策

- 良好な景観形成の実現に当たっては、市民、事業者、行政等の多様な主体による連携により、また、様々な制度等の活用により一体的な景観形成に努めます。
- 継続的に景観形成に取り組めるよう人材育成の仕組みについても検討します。
- 景観に与える影響が大きい屋外広告物については、長野県の景観育成計画及び屋外広告物条例、千曲市美しいまちづくり景観条例により景観の保全を図るとともに、本市の現状を踏まえた条例の制定について検討します。

6. 防災都市づくりの方針

- 災害に強い安全・安心のまちの実現を目指し、市民、事業所、行政が連携して災害に強いまちづくりを進めます。
- 市民、事業所、地域及び行政機関が情報を共有しながら、「自助・共助・公助」※それぞれの役割を果たすことで、防災都市づくりの実現を図ります。
- 市庁舎の新築移転に伴い、防災機能の強化を図ります。

(1)災害時の被害を軽減する防災都市づくり

千曲市防災ガイドブック※の活用により、身近な災害や危険性の周知を図るとともに、被害を最小限に食い止める減災の考え方に立った防災都市づくりを行います。

また、個々の災害については次のような対策を図ります。

① 水害対策

- 千曲川沿いの低地で浸水被害が懸念される地域においては、河川整備等による治水対策を国・県に引き続き働きかけます。
- 市が管理する河川等については、築堤、河床掘削等の河道整備、遊水池、放水路等の整備を図ります。
- 溢水^{いっすい}※、湛水^{たんすい}※等による災害の発生の恐れのある地域においては、都市的土地利用の制限等を検討します。
- 指定河川洪水予報等の情報発信体制の強化や浸水想定区域等の周知徹底などを図ります。

② 土砂災害対策

- 保安林の整備・保全によって国土保全機能の維持・向上を図るとともに、降雨や地震に伴う重大災害を防止するため、必要に応じて砂防ダム等の防災施設の整備を国・県に引き続き働きかけていきます。
- 地滑り地域や急傾斜地等において、土砂崩落危険箇所の監視の強化と治山事業の整備促進を図ります。
- 土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー[※]等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害防止対策を推進します。
- 土砂災害対策工事と併せて、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域の指定により土砂災害の危険性のある地域を明らかにし、警戒避難体制の整備や危険箇所への新規住宅の立地抑制などのソフト対策を推進します。
- 土砂災害警戒情報等の情報発信体制の強化や災害発生可能性箇所の周知徹底を図ります。

③ 震災・火災対策

- 震災時における避難路確保のため、主要幹線道路等の整備を促進するとともに、橋りょう・トンネル・法面擁壁^{のりめんようへき}※等の重要構造物について、必要に応じて補強などによる耐震性の強化を図ります。
- 不特定多数が利用する建築物、学校及び医療機関等の被災時の応急対策に必要な建築物について、耐震性の確保に努めます。また、建物やブロック塀などの倒壊、建物外壁、窓ガラス、看板等の落下による被害の軽減のための修繕、補強等を図ります。
- 大勢の人が集まる中心市街地においては、火災延焼を防止する幹線道路や公園・緑地等を計画的に配置・整備し、防火区画の形成と避難路の確保を図ります。

- オープンスペース※の確保、木造住宅の耐震化対策の促進や災害時に支障となる電柱類の無電柱化の検討などにより、震災や火災に強い都市基盤の整備を推進します。

(2) 地域が主体となった防災都市づくり

災害発生時には被害の防止または軽減のために、行政や防災関係機関の活動とともに、住民等地域の方々の自主的な防災活動が必要となります。特に、避難誘導、救出・救護、炊き出し、要配慮者への対応等の支援が期待されていることから、地域と協力した防災訓練の実施や災害時要支援者の個別支援計画作成などにより、地域の防災力を高めます。

土砂災害警戒区域における地区防災マップの作成支援を行います。

また、地域の防災組織の日常の活動を通じて地域の連帯感が強化され、災害時にも有効に機能するよう次の対策を図ります。

① 地域の防災組織の育成

- 地域における自主的な防災組織を育成し、日常活動への支援を図ります。
- 自主防災組織への支援及び研修会の開催等により、地域の自主防災力を高めます。

② 災害時の協働作業

- 被災時に、防災関係機関とともに、避難誘導、救出・救護、炊き出し、要援護者への対応等の支援を行います。
- 各種団体・企業等との災害協定により連携を強化します。